

平成29年6月23日

滋賀経済団体連合会 会長 殿

「働き方改革」「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び 夏季における年次有給休暇の取得促進に関する要請書

労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある方が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」が非常に重要な課題となっています。

滋賀労働局では、一昨年、「滋賀労働局働き方改革・正社員転換等推進本部」を立ち上げ、すべての人が働きやすい職場環境の整備を目指して、「働き方改革」の実現に向けた施策を進めてまいりました。

こうした取組の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であるため、それぞれの企業の実情に応じた「ゆう活」が浸透するよう働きかけを行うこととしております。



また、年次有給休暇の取得促進については、滋賀県における年次有給休暇の取得率は52.0%（平成28年）と全国値（48.7%）を上回っておりますが、依然として半数程度であり、仕事と生活の調和の実現に向けて、より一層積極的な取組が求められるところです。

そこで、夏季に計画的に連続休暇を取得する「プラスワン休暇」や、計画的付与制度の活用など、年次有給休暇の取得を積極的に推進する取組が、各企業において実施されるよう啓発して参りたいと思います。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

滋賀労働局長 大山 剛二

平成29年6月23日

日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 殿

「働き方改革」「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び 夏季における年次有給休暇の取得促進に関する要請書

労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある方が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の抑制などの「働き方改革」が非常に重要な課題となっています。

滋賀労働局では、一昨年、「滋賀労働局働き方改革・正社員転換等推進本部」を立ち上げ、すべての人が働きやすい職場環境の整備を目指して、「働き方改革」の実現に向けた施策を進めてまいりました。

こうした取組の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であるため、それぞれの企業の実情に応じた「ゆう活」が浸透するよう働きかけを行うこととしております。



また、年次有給休暇の取得促進については、滋賀県における年次有給休暇の取得率は52.0%（平成28年）と全国値（48.7%）を上回っておりますが、依然として半数程度であり、仕事と生活の調和の実現に向けて、より一層積極的な取組が求められるところです。

そこで、夏季に計画的に連続休暇を取得する「プラスワン休暇」や、計画的付与制度の活用など、年次有給休暇の取得を積極的に推進する取組が、各企業において実施されるよう啓発して参りたいと思います。

これまでも貴連合会からは、「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

滋賀労働局長 大山 剛二